

| 分類 | 事業名 (対象者・内容) |
|-------|---|
| 子育て支援 | <p>結婚新生活助成金</p> <p>対象者：夫婦双方の年齢が65歳以下で、合計所得金額が800万円以下の者</p> <p>内 容：住居費及び引越費用の一部を補助。(上限30万円)</p> <p>問合せ：《健康課 福祉係》 TEL：0274-67-5162 (甘楽町多世代サポートセンター「ここに甘楽」内)</p> |
| | <p>出産祝支給</p> <p>対象者：出産者</p> <p>内 容：対象児童1人につき、50,000円の商品券を支給。</p> <p>問合せ：《健康課 福祉係》 TEL：0274-67-5162 (甘楽町多世代サポートセンター「ここに甘楽」内)</p> |
| | <p>三世代同居世帯子育て奨励金</p> <p>対象者：保育園、幼稚園等に通っていない、0歳から3歳までの児童がいる三世代で構成されている世帯</p> <p>内 容：児童1人につき年額30,000円の奨励金(商品券)を交付。</p> <p>問合せ：《健康課 福祉係》 TEL：0274-67-5162 (甘楽町多世代サポートセンター「ここに甘楽」内)</p> |
| | <p>幼稚園給食費無料化</p> <p>対象者：町立幼稚園全ての園児</p> <p>内 容：給食費について無料化を実施。</p> <p>問合せ：《学校教育課 学校教育係》 TEL：0274-64-8323</p> |
| | <p>保育料の減免</p> <p>対象者：同一世帯、同一扶養義務者によって扶養されている町内の園に通う子を持つ者</p> <p>内 容：3番目以降の児を無料にする。</p> <p>問合せ：《健康課 福祉係》 TEL：0274-67-5162 (甘楽町多世代サポートセンター「ここに甘楽」内) 《学校教育課 学校教育係》 TEL：0274-64-8323</p> |
| | <p>ブックスタート事業</p> <p>対象者：全乳児</p> <p>内 容：乳児健診時に研修を受講したボランティアが絵本を介して語りかけることで対象の親子にあたたかい楽しい時間を共有してもらう。また、読んだ絵本をプレゼントし、家庭でも赤ちゃんとの楽しい時間をつくることに役立ててもらおう。</p> <p>問合せ：《健康課 保健係》 TEL：0274-67-5159 (甘楽町多世代サポートセンター「ここに甘楽」内)</p> |
| | <p>子ども医療費無料化</p> <p>対象者：中学校卒業までの子ども</p> <p>内 容：医療費(入院・外来ともに)について無料化を実施。</p> <p>問合せ：《健康課 国保係》 TEL：0274-67-5152 (甘楽町多世代サポートセンター「ここに甘楽」内)</p> |

| 分類 | 事業名（対象者・内容） |
|-------|---|
| 子育て支援 | <p>不妊治療費助成事業</p> <p>対象者： 専門医で不妊治療をしている人（申請日に住所を有する夫婦で、医療保険に加入しており、町税等の滞納がない人。同一治療期間において他市町村の助成を受けていない人。）</p> <p>内 容： 自己負担額の1/2以内で、限度額30万円まで。ただし、県助成金並びに各医療保険等で給付される場合は、その額を控除。</p> <p>問合せ： 《健康課 保健係》 TEL：0274-67-5159（甘楽町多世代サポートセンター「ここに甘楽」内）</p> |
| | <p>不育症治療費助成事業</p> <p>対象者： 専門医で不育症治療をしている人（申請日に住所を有する夫婦で、医療保険に加入しており、町税等の滞納がない人。同一治療期間において他市町村の助成を受けていない人。）</p> <p>内 容： 自己負担額の1/2以内で、限度額20万円まで。ただし、各医療保険等で給付される場合は、その額を控除。</p> <p>問合せ： 《健康課 保健係》 TEL：0274-67-5159（甘楽町多世代サポートセンター「ここに甘楽」内）</p> |
| | <p>フッ化物塗布・洗口事業</p> <p>対象者： 1歳～中学校3年生までの希望者</p> <p>内 容： ①1歳0か月～4歳0か月児：「ここに甘楽」で実施するむしば予防教室にて原則6か月に1回歯科健診・フッ化物塗布を無料実施 ②町立幼稚園・保育園に通う年中・年長児：各園で週5日フッ化物洗口を無料実施 ③小中学生：フッ化物洗口剤の無料配布</p> <p>問合せ： 《健康課 保健係》 TEL：0274-67-5159（甘楽町多世代サポートセンター「ここに甘楽」内）</p> |
| | <p>かんら健康ダイヤル24</p> <p>対象者： 全町民</p> <p>内 容： 健康や介護、育児等に関する電話相談に24時間年中無休で対応する（通話料・相談料無料）。</p> <p>問合せ： 《健康課 保健係》 TEL：0274-67-5159（甘楽町多世代サポートセンター「ここに甘楽」内）</p> |
| 住宅支援 | <p>空き家バンク</p> <p>対象者：</p> <p>内 容： 町内への移住・定住を支援するため、地域内にある空き家物件に関する情報を、移住・定住を希望される方に提供し、町ホームページで公開する。</p> <p>問合せ： 《企画課 企画調整係》 TEL：0274-74-3133</p> |
| | <p>甘楽町空き家リフォーム補助金</p> <p>対象者： 町内の空き家を取得して、その空き家へ転居または転入を予定している人</p> <p>内 容： リフォーム経費の2分の1を補助（上限50万円）</p> <p>問合せ： 《企画課 企画調整係》 TEL：0274-74-3133</p> |
| | <p>まちづくり定住応援金事業</p> <p>対象者： 新たに住宅を取得した人</p> <p>内 容： 応援金70,000円</p> <p>加算金： 転入者・中学生以下同居世帯・土地取得者・町内業者施工・・・各3万円</p> <p>問合せ： 《住民課 税務係》 TEL：0274-64-8313</p> |

| 分類 | 事業名（対象者・内容） |
|-----------|--|
| 住宅支援 | <p>甘楽町住宅リフォーム促進事業補助金</p> <p>対象者：○申請者の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内に築5年以上の住宅を所有し、そこに居住している人 ・上記住所で住民基本台帳に記録されている人 ・過去に、甘楽町住環境改善助成事業の交付を受けていない人 <p>○申請者及び同居している共有者（住宅の共有名義の所有者）の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町税等を滞納していないこと ・暴力団員等でないこと <p>内 容：補助対象の工事費用の20%以内 ※中学生以下の子どもがいる場合は、補助対象の工事費用30%以内（1,000円未満切り捨て） 限度額20万円</p> <p>問合せ：《建設課 都市計画係》 TEL：0274-64-8322</p> |
| 農業体験・就農支援 | <p>貸し農園の設置</p> <p>対象者：</p> <p>内 容：○区画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休憩棟付農園（バス・トイレ・流し台あり） 農園面積300平方メートル×13区画 年額240,000円 ・グループ農園 農園面積300平方メートル×5区画 年額60,000円 ・大区画農園 農園面積150平方メートル×47区画 年額30,000円 ・小区画農園 農園面積80平方メートル×50区画 年額16,000円 <p>○その他の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラブハウス 245平方メートル（管理人が常駐） ・駐車場80台分 ・屋外トイレ2棟 ・貸出用農機（耕うん機）（有料） <p>○募集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年1月に募集開始（利用期間は原則3月から1年間で翌年の更新も可能） ・募集区画数は、町ホームページに掲載 <p>問合せ：《産業課 農林係》 TEL：0274-64-8319</p> |
| | <p>農業次世代人材投資事業</p> <p>対象者：独立・自営就農時の年齢が原則49歳以下の認定新規就農者であり、次世代を担う農業者となることについての強い意志を有している者。</p> <p>内 容：新規就農される方に、農業経営を始めてから経営が安定するまで最長5年間のうち、経営開始1～3年目は年間150万円、経営開始4～5年目は年間120万円を定額給付する。</p> <p>問合せ：《産業課 農林係》 TEL：0274-64-8319</p> |

| 分類 | 事業名（対象者・内容） |
|-----|---|
| その他 | <p>かんら未来人財応援事業補助金</p> <p>対象者：以下、いずれにも該当する者。 <ul style="list-style-type: none"> ・大学等を卒業し奨学金の返済をしている者。 ・町内に住所を有し、または町内企業で就業する者。 ・4月1日現在で30歳未満の者 </p> <p>内 容：奨学金を返還する際に、返還額の1/2を補助する。（最大60ヶ月（5年間）） <ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有し、かつ、町内企業で就業する者 最大12万円 ・町内に住所を有する者 最大10万円 ・町内企業で就業する者 最大2万円 </p> <p>問合せ：《企画課 企画調整係》 Ⅱ：0274-74-3133</p> |
| | <p>空き店舗等活用支援事業補助金</p> <p>対象者：新たに空き店舗等の建物内において事業（小売業やサービス業等）を始める者</p> <p>内 容：空き店舗等の改修に係る経費の1/2以内の額とし、上限50万円まで補助する。（外装工事、内装工事、給排水設備工事、電気設備工事、機械設備工事等）</p> <p>問合せ：《産業課 商工観光係》 Ⅱ：0274-64-8322</p> |
| | <p>甘楽町若年者ふるさと就職支援事業補助金</p> <p>対象者：○新卒採用者の要件 <ul style="list-style-type: none"> ・前年10月から本年9月30日までに新卒として採用された人 ・6か月以上継続して町内に住所を有している人 ・6か月以上継続して町内事業所で就業した人 ・事業主と3親等以内の親族関係にない人 ・町税等を滞納していない人 ○事業主の要件 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者を6か月以上町内の事業所で雇用している事業主 ・雇用保険の適用事業主（見込みも含む） ・町税等を滞納していない事業主 ・清算手続き中、破産手続き中、再生手続き中や暴力団関係者でない事業主 </p> <p>内 容：○新卒者本人 10万円 ○事業主 大学など（大学、短大、専修、大学院）の新卒者…1人当たり25万円 高卒の新卒者…1人当たり10万円</p> <p>問合せ：《産業課 商工観光係》 Ⅱ：0274-64-8322</p> |